

市川市空家等の有効活用等に関する相談業務協定書

市川市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、市川市空家等の有効活用等に関する相談業務（以下「相談業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（業務の目的）

第1条 適切な管理が行われていない空家等は、防災、衛生、景観等について地域住民に深刻な影響を及ぼしている。これら空家等について有効活用等を検討している空家等の所有者等から甲に寄せられた相談に対し、甲は乙と協力のうえ相談業務を実施することにより空家の有効活用及び空家の解消を促進することで、まちの活性化及び、安全で安心できる住みやすい住環境の維持向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 市内に所在する建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者とその委任を受けた者をいう。
- （3）相談員 乙の会員で本相談業務にあたるものをいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、空家等の有効活用等に関する相談の申し込みをする所有者等（以下「相談者」という。）が乙への相談を希望する場合、相談内容等を乙へ提供するものとする。

- 2 甲は、広報、市ホームページその他の方法により、乙が行う相談業務のPRに努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、相談業務の円滑な運営を図るために運営部会を組織する。

- 2 運営部会は、本相談業務の効果が高まるよう相談員に対し、業務の目的及び内容等を周知するものとする。

- 3 乙は、甲から提供された相談内容を元に相談員を選定し、相談者に対して以下の情報提供に努めるものとする。

- （1）空家・空き地の状態から活用方法等の提案
- （2）賃貸、売買、適正管理等の取引動向
- （3）リフォーム、増改築、解体等の取引動向
- （4）専門業種の紹介
- （5）その他相談内容に関する事項

- 4 乙は、相談者からの聞き取り調査及び現地での簡易的な目視調査を実施した場合はその回答結果をまとめ、甲へ報告するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第5条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、相談業務の事務処理に関わる個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の保護に関わる法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報収集の目的)

第6条 相談業務による個人情報収集は、その利用状況を甲へ報告するためと、その控えを保管することを目的とする。

(個人情報の適正な管理)

第7条 乙は、相談業務による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、相談業務による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、甲にその旨を報告しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第8条 乙は、相談員に対し、在職中及び退職後においても相談業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項を周知しなくてはならない。

2 乙は、相談員に対し、相談業務による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。相談業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報収集の制限)

第9条 乙は、相談業務による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、相談業務の実施により知りえた個人情報を目的以外の目的に使用し、又は第三者に引渡してはならない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、個人情報保護法令等に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。この業務が終了した後においても同様とする。

(相談者への説明)

第12条 相談員は、本相談業務においては中立的な立場で相談に応じ、一切の営業行為を禁止する。なお、相談者から詳細な調査等を要求された場合には、有料となることが

ある旨を事前に相談者に伝えるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定は、自動的に同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、乙の会員以外の第三者に対し協定事項の一部もしくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(守秘義務)

第15条 乙及び相談員は、この相談業務に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

(業務に係る協議)

第16条 甲及び乙は、相談業務に関して、業務の拡充、円滑な運用等に係る事項について協議するものとする。

(定めのない事項等)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙で協議し、決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名の上、各1通を保有するものとする。

令和5年1月30日

甲 市川市

代表者 市川市長

乙 ○○○○ ○○○○
○○○○○
